

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.58

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

滝川消費者被害防止ネットワーク会議開催

去る11月19日(火)、滝川市役所において滝川消費者被害防止ネットワーク会議が開催されました。はじめに「滝川消費者被害防止ネットワークは平成17年に設立して以来8年が経過しているが、多様・悪質・複雑化されている消費者問題の被害防止に向けた取組について、今後もよろしくお願ひしたい。」との挨拶があり、次いで(一社)北海道消費者協会教育啓発グループの塩越主査による「消費者被害防止ネットワークの設立の趣旨と必要性について」講演を行いました。

講演では、「消費者被害を防止するためには、消費生活相談員は必要ですが、相談員だけを増やしても被害は減少しない。被害にあってから相談するのは事後処理であり、解決に時間を要する。不審な人を見つけたり、おかしいと思った場合は、互いに声を掛け合ったり、市役所や警察に通報し確認し、消費者被害の未然防止をすることが必要。」と話し、改めてネットワークの目的を説明しました。また「現在、道内には50市町村に設立されているが、まだ、全市町村の約1/3でしかない。設立の目的を参加団体の方々は今一度会員に不審な訪問者を見たら直ぐ通報することを徹底してほしい。」と強調し講演を終了しました。

その後、消費者被害等の状況について、滝川警察署から説明があり、「道内の悪質商法の検挙数は101件で、その内訪問販売の検挙数は17件と前年の8件に比べ増

加している。特に多いのは布団で、振り込め詐欺の被害も7億1500万円と増加している。また、送金方法もゆうパックや普通郵便等での送金が増えている。更に、近年、また架空請求が増えてきているので注意が必要である。」などの報告がありました。滝川消費者協会(滝川地方消費者センター)からは、新聞の訪問販売トラブル、健康食品の送りつけ商法、モバイル通信契約についての相談事例の内容と注意点の説明がありました。

最後の意見交換においては、ネットワーク構成団体の実際に起きた事例や消費者被害防止に向けた自主活動などの情報を共有し、参加者一同がネットワークの重要性を再認識していました。

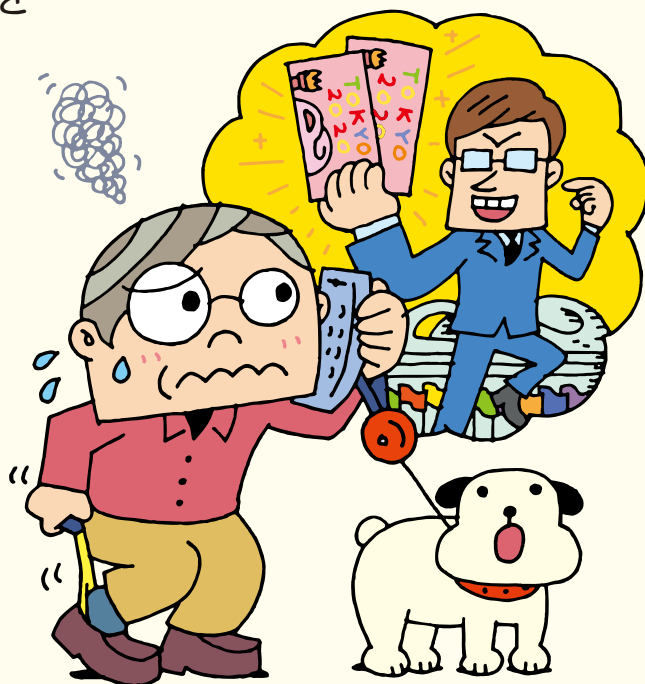


見守り 新鮮情報

第177号

事例1 知らない業者から電話で、「**オリンピック関連企業**への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら**権利を譲ってほしい**」と言われた。パンフレット到着後に電話をくれたら、東京オリンピックの**入場券をプレゼント**するという。不審である。(60歳代 男性)

事例2 以前、ある会社の**未公開株**を30万円で購入していたが、先日、証券会社の担当を名乗る者から「**オリンピック開催**が決定して**10倍**の300万円になったので売らないか」と電話があり、売ることにした。「売却代金を送金する**保険料**」として**30万円**振り込んだが、その後も手数料等の名目で**何度も請求**を受けお金が無くなり、友人に借りに行ったところ、詐欺だと言われた。(70歳代 男性)



「東京オリンピック」を悪用した 詐欺的トラブルに注意！

ひとこと助言

気をつけてね!



見守るくん

- 2020年の開催決定に伴い、東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルの相談が寄せられています。
- 悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後東京オリンピックに関連したトラブルはさらに増えてくると考えられますので、十分注意することが大切です。
- いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ち掛けられても安易に信用しないようにしましょう。
- 不審に思ったときは、お金を払う前に、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。